

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の算定方法

【改正時期】 令和3年4月1日以降に公告又は指名通知する入札から適用

1 調査基準価格（最低制限価格）の設定範囲

(1) 対象の工事 全ての公共工事

(2) 設定範囲

改正前

(上限) 予定価格 × 0.9
(下限) 予定価格 × 0.7

改正後 (R3.4.1～)

(上限) 予定価格 × <u>0.92</u>
(下限) 予定価格 × <u>0.75</u>



ただし、当該額が予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 調査基準価格（最低制限価格）の算定基準

(1) 建築工事【建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。】

①算定基準

改正前

直接工事費 × 0.97
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.90
一般管理費等 × 0.55
上記の合算額

改正後 (R3.4.1～)

直接工事費 × <u>0.90</u> × 0.97
共通仮設費 × 0.90
(現場管理費 + <u>直接工事費 × 0.10</u>) × 0.90
一般管理費等 × 0.55
上記の合算額



(2) 土木工事【(1)に含まれない工事を含む。】

①算定基準

改正なし

直接工事費 × 0.97
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.90
一般管理費等 × 0.55
上記の合算額